

議案第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第3項及び第4項を削る。

(宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第2条 宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例（昭和44年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第3項を削る。

(宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例（平成17年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 (職員の給料月額の特例)</p> <p>2 令和7年8月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に限り、第2条の規定の適用については、第2条第1号中「1,097,100円」とあるのは「548,500円」と、同条第2号中「892,600円」とあるのは「830,100円」と、同条第3号中「759,600円」とあるのは「721,600円」とする。</p> <p>(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例)</p> <p>3 <u>令和7年12月に支給する期末手当の額は、第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u></p> <p>(1) <u>令和7年4月19日から同年7月31日までの間における在職期間に応じて支給された給料の合計額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額</u></p> <p>ア 市長 <u>100分の10</u></p> <p>イ 副市長 <u>100分の7</u></p> <p>ウ 教育長 <u>100分の5</u></p> <p>(2) <u>令和7年6月に支給された期末手当の額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額</u></p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 (職員の給料月額の特例)</p> <p>2 令和7年8月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間に限り、第2条の規定の適用については、第2条第1号中「1,097,100円」とあるのは「548,500円」と、同条第2号中「892,600円」とあるのは「830,100円」と、同条第3号中「759,600円」とあるのは「721,600円」とする。</p>

ア 市長 100分の10

イ 副市長 100分の7

ウ 教育長 100分の5

(職員の期末手当の特例)

- 4 令和7年4月1日から同月18日までの間に限り、第3条第3項の規定の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の170」とする。

宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例(昭和44年条例第20号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(管理者の給料月額の特例)</p> <p>2 第2条の規定の適用については、令和7年8月1日から令和8年3月31日までの間に限り、同条中「759,600円」とあるのは「721,600円」とする。</p> <p>(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例)</p> <p>3 <u>令和7年12月に支給する期末手当の額は、特別職給与条例第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)</u>から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</p> <p>(1) <u>令和7年4月19日から同年7月31日までの間における在職期間に応じて支給された給料の合計額に、100分の5を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>令和7年6月に支給された期末手当の合計額に、100分の5を乗じて得た額</u></p>	<p>(管理者の給料月額の特例)</p> <p>2 第2条の規定の適用については、令和7年8月1日から令和9年3月31日までの間に限り、同条中「759,600円」とあるのは「721,600円」とする。</p>

宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例(平成17年条例第21号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(管理者の給料月額の特例)</p> <p>2 第2条の規定の適用については、令和7年8月1日から令和8年3月31日までの間に限り、同条中「759,600円」とあるのは「721,600円」とする。</p> <p><u>(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例)</u></p> <p>3 <u>令和7年12月に支給する期末手当の額は、特別職給与条例第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u></p> <p><u>(1) 令和7年4月19日から同年7月31日までの間における在職期間に応じて支給された給料の合計額に、100分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 令和7年6月に支給された期末手当の合計額に、100分の5を乗じて得た額</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(管理者の給料月額の特例)</p> <p>2 第2条の規定の適用については、令和7年8月1日から令和9年3月31日までの間に限り、同条中「759,600円」とあるのは「721,600円」とする。</p>

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の改正概要

1 改正理由

市の財政状況を考慮し、特別職の給料月額を減額するため。

また、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに準じて、特別職の期末手当の支給月数を改定するため。

2 改正内容

(1) 特別職の給料月額の減額措置

市の財政状況を考慮し、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、特別職の給料月額を減額する。

- ・市長 548,500円 (減額率 50%)
【減額措置前】 1,097,100円
- ・副市長 830,100円 (減額率 7%)
【減額措置前】 892,600円
- ・教育長 721,600円 (減額率 5%)
【減額措置前】 759,600円
- ・上下水道事業管理者及び病院事業管理者 教育長と同じ

(2) 特別職の期末手当

令和7年12月期の期末手当への遡及改定は実施せず、令和8年度以降は6月期と12月期に振り分け、それぞれ1.75月とします。

	令和7年度	令和8年度以降
	現行	改正後
6月期 (国)	1.725 (1.725)	1.75 (1.75)
12月期 (国)	1.725 (1.775)	1.75 (1.75)
年間計 (国)	3.45 (3.5)	3.5 (3.5)

3 施行日

令和8年4月1日から施行する。